○東北地方整備局告示第六十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十九年二月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年三月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

認定更新番号表

製造業者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　昭		
カヤエース　ＫＡＭ－15Ｃ Ⅲ型	2－12－Ｈ－001	2－17Ｋ－Ｈ－001
〃　－20Ｃ Ⅲ型	－1	－1
〃　－25Ｃ Ⅲ型	－2	－2
〃　－30Ｃ Ⅲ型	－3	－3

○中部地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千九百九十四号四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月二十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・四・五十一号武豊港線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県知多郡武豊町字道崎地内

使用の部分　愛知県知多郡武豊町字迎戸及び字道崎地内

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南国市岡豊町小篭字シヲクサリ二四〇番一から同市岡豊町小篭字シヲクサリ二四二番一まで	前	四四・二〇～五四・二〇メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	四四・二〇～七二・五〇メートル	〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	南国市岡豊町小篭字シヲクサリ二四〇番一から同市岡豊町小篭字シヲクサリ二四二番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十日

○四国地方整備局告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　三十二号　南国市岡豊町小篭字シヲクサリ二四〇番一から同市岡豊町小篭字シヲクサリ二四二番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県吾川郡仁淀川町大尾字アカバタケ三九〇番二から同町大尾字ミヤノクビ四五六番一まで	前	一〇・〇～四五・八七メートル	〇・二七三キロメートル
	後	一〇・〇～一六・七一メートル	〇・二七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所